

令和8・9年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書作成要領

香川県東部清掃施設組合

注意事項

香川県東部清掃施設組合へ測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

- 入札参加資格の有効期間は、2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）です。
- 申請できる営業所数は、本店・支店等のうち、いずれか1ヶ所に限ります。
- この要領において、県内業者とは香川県内に本店（本社）がある者、県外業者とは県内業者以外の者をいいます。また、営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。
- 所定の登録がなければ申請できない業種（業務）は次のとおり。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (申請をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

申請方法等

1 提出期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月13日（金）

2 提出方法

所定の申請書類に記入の上、フラットファイル（青・ブルー系、A4判）に綴り、提出してください。申請書類は持参・郵送どちらでも構いません。ただし、郵送の場合、受付票が必要な場合に限り、切手を貼った返信用の封筒又は受付票になっているハガキを同封してください。

3 提出場所・時間

持参の場合：香川県東部清掃施設組合 3階 総務課 契約担当まで

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

郵送の場合：〒769-2301 香川県さぬき市長尾東3013番地

香川県東部清掃施設組合 総務課 契約担当宛

4 提出書類

下記表に掲げる順番に綴り、コピーできる書類はA4判に統一し、原本で提出する書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込んでください。

番号	提出書類	注意事項
①	入札参加資格審査申請書	記入例参照（営業所申請する場合は、営業所情報を記載）
②	経営規模等総括表	
③	希望業務等総括表	
④	技術職員総括表 (資格別人数)	
⑤	委任状（原本）	委任する営業所がある場合のみ添付。
⑥	税関係証明書等（コピー可）	・次頁で指定するもの ・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの
⑦	測量法第55条の8の規定に基づく書類（国土交通省地方整備局提出分のコピー。提出日を余白に記入すること）	測量業者の登録を受けている者 (P.4<注意>参照。)
⑧	各登録規程の第7条に規定する現況報告書（コピー。国土交通省地方整備局の受付印があるもの。未返却の場合は提出日を余白に記入すること）	建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの登録を受けている者 (P.4<注意>参照。)
⑨ ⑪	⑨商業登記簿謄本（法人の場合）（コピー） ⑩業務経歴書（1年分）→県外業者は不要 ⑪財務諸表（1年分）（コピー）	上記登録のない者（⑦、⑧以外の者）は⑨～⑪を提出（⑩は様式集の業務経歴書により作成）
⑫	登録証明書（コピー）	測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合（いずれも申請日前3ヵ月以内に証明されたものに限る。）及び計量法第107条第2号に係る事業の登録を受けている場合に提出（特定濃度の計量証明事業登録を含む。これ以外の登録に関する証明書は不要。）
⑬	誓約書 指定様式	

5 必要な税関係証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	・法人税（個人は所得税） ・消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2
県内に営業所 がある業者	香川県税 (すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書
さぬき市・東 かがわ市・三 木町内に営業 所がある業者	個人住民税	<p>○個人</p> <p>・「個人住民税の滞納がない旨の証明書」 <u>(個人事業者のみ必要な書類です。)</u></p> <p>※令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の 県内市町にて証明を受けたもの。</p> <p>※さぬき市、東かがわ市及び三木町内に営業所が ある業者については、市税又は町税（すべての税 目）の「完納証明書（1年分）」が必要です。</p>
さぬき市・東 かがわ市・三 木町内に営業 所がある業者	市税・町税 (すべての税目)	完納証明書（1年分）

<備考>

- 1) さぬき市・東かがわ市・三木町の納税証明書の発行については、それぞれのホームページで確認してください。
- 2) 国税・県税の証明書の発行については、それぞれのホームページで確認してください。
- 3) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

<注 意> 必要書類⑦⑧の確認について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。

(下表参照。建築を除く。)

申請業種	登録がある業者（A）	登録のない業者
測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）写し ＊国土交通省の受付印は不要 ＊提出日を余白に記入すること	申請できません
土木	現況報告書一式（建設コンサルタント登録規程）	・⑨商業登記簿謄本（写し） ・⑩業務経歴書（申請する業種ごとに必要） ・⑪財務諸表（複数業種を申請する場合でも1部で可）
地質	現況報告書一式（地質コンサルタント登録規程）	
補償	現況報告書一式（補償コンサルタント登録規程）	

注：建築を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、測量等の上記4業種のような現況報告書提出の定めが無いため、登録の有無にかかわらず⑨、⑩、⑪の書類が必要です。

2. 上記（A）の業者が、4業種のいずれかと一緒に建築を申請する場合、⑨、⑪は不要ですが、建築の⑩業務経歴書は提出してください。